

# 由布市空き家改修支援事業補助金について

R6.4.1～

※補助金の申請を行う際には必ず事業実施前に市への相談・確認をお願いします。  
(電話、メール、オンライン相談、窓口相談等)

※この補助事業は、補助金交付決定後に、申請者が家財処分費用、改修費用を支払った後に交付される  
ものです。

※毎年度、予算の上限がありますので、予算の上限に達した場合は、空き家改修補助金の交付が  
受けられない場合があります。予めご了承ください。

## (1) 家財処分補助

### 【補助要件・対象者】

- ①自己の所有する空き家を、由布市定住促進住宅情報登録制度「空き家バンク」へ登録した（又は登録する）所有者  
※ただし令和4年4月1日以降の登録（予定）の物件
- ②処分については、廃棄物の処理等に関する法律により、一般廃棄物処理業免許を受けている事業者が行うこと。
- ③由布市税の滞納をしていないこと。
- ④空き家の利用目的が事業用（事務所、社宅等）ではない住宅であること（併用住宅の場合は、住宅部分のみを補助対象とする。）。
- ⑤物件所有者（売主/贈与者/貸主）と利用者（買主/受贈者/借主）の関係が三親等以内である場合は、補助の対象とならない。 など

※交付申請書の審査終了・処分前の市の現地確認ののち、市から交付決定通知書が発行される前に、  
家財処分を行わないで下さい。

決定通知書発行前に家財処分を行なった場合は、補助金の交付が受けられませんのでご注意下さい。

※家財処分補助申請を行った場合は、申請日から3年間空き家バンクの登録抹消ができません。  
(契約が成立した場合、及び天災等やむを得ない事由がある場合を除く)

【補助額】 全額補助（上限10万円）

### 【交付申請】

(申請期限)

空き家バンク登録前から、登録後に売買、贈与又は賃貸借契約が成立後までの間で、かつ家財処分を実施する日の1週間前まで

(提出書類)

- ・交付申請書（様式第1号）※由布市で課税がある場合は、由布市税完納証明の提出も必要
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・承諾書兼誓約書（様式第4号）
- ・見積書
- ・振込先口座（預金通帳又はキャッシュカードの写し）
- ・写真（施行前）

### 【実績報告】

(実績期限)

事前家財処分完了後、業者への支払いを完了した日から起算して15日以内かつ当該完了した日の属する年度の末日まで

(提出書類)

- ・実績報告書（様式第9号）
- ・事業実績書（様式第2号）
- ・収支精算書（様式第3号）
- ・領収書の写し
- ・写真（施行後）

空き家改修補助については次のページをご覧ください。

## (2) 改修補助

### 【補助対象者】

空き家バンク制度で契約成立した物件所有者（売主/贈与者/貸主）、利用者（買主/受贈者/借主）

### 【補助要件】

- ①利用者等が改修した住宅に5年間定住することを誓約できること
- ②所有者と利用者が契約締結済みであること
- ③所有者と利用者が三親等以内の関係でないこと
- ④改修は、由布市内の事業者が施行すること
- ⑤賃借人（借主）が住宅の改修を行う場合は、改修に対する所有者等の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除並びに有益費償還請求権及び買取請求権放棄がなされていること。
- ⑥補助金の交付年度内（**県外移住者への補助金の場合は3月頭**）に完了すること
- ⑦由布市税の滞納をしていないこと
- ⑧空き家の利用目的が事業用（事務所、社宅等）ではない住宅であること（併用住宅の場合は、住宅部分のみを補助対象とする。）。 など

### 【補助額・補助率】

（基本額）改修に係る費用の1/2（50%）（売買・贈与物件：上限100万円、賃貸物件：上限50万円）

**※交付申請書の審査終了・改修前の市の現地確認ののち、市から交付決定通知書が発行される前に、改修工事を行わないで下さい。**

**決定通知書発行前に改修工事を行なった場合は、補助金の交付が受けられませんのでご注意ください。**

**※5年間の定住要件等各要件を破った場合は、補助金の返還が必要になりますので、ご注意ください。**

#### （加算①）

空き家の所在地が由布市内の過疎・辺地地域（※）で、前年度所得が1,000万円以下の方  
基本額の補助率に+25%加算（売買・贈与物件の場合は上限50万円、賃貸物件の場合は上限25万円）

※所在地が、過疎。辺地地域かどうかは、市の補助金担当へお問い合わせください。

#### （加算②）

加算①の対象者で世帯に中学生以下（申請日現在で15歳未満）の子供が1人以上いる方  
基本額と加算①の補助率に+15%加算（売買・贈与物件：上限30万円、賃貸物件：上限15万円）

### 【交付申請】

（申請期限） → 売買、贈与又は賃貸借契約締結後1年を経過するまでの間  
県外からの移住の場合は上記の条件かつ、移住した日から1年以内に空き家バンクの利用登録を行い、移住した日から3年以内に補助金交付申請をすることが必要。

### （提出書類）

- ・交付申請書（様式第1号）※由布市で課税がある場合は、由布市税完納証明の提出も必要
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・承諾書兼誓約書（様式第4号）
- ・賃貸借物件改修に係る承諾書（様式第5号）※賃貸借契約の場合のみ
- ・売買・贈与契約書もしくは賃貸借契約書
- ・見積書（**由布市内の施行事業者のものに限る**）
- ・振込先口座（預金通帳又はキャッシュカードの写し）
- ・写真（施行前）
- ・前年度の所得証明書（※加算要件①の確認用）
- ・住民票（※加算要件②の確認用。世帯全員が記載されているもの）

### 【実績報告】

（実績期限） → 改修完了後、市の検査を受け、業者へ支払いを完了した日から起算して15日以内かつ当該完了した日の属する年度の末日まで

**※県外からの移住者への補助金で財源が県費である場合は、当該年度の3月頭まで**

### （提出書類）

- ・実績報告書（様式第9号）
- ・事業実績書（様式第2号）
- ・収支精算書（様式第3号）
- ・領収書の写し（**領収書の金額は、申請時の見積書と同額である必要があります**）
- ・写真（施行後）
- ・住民票（改修対象の住宅に居住していることが分かるもの。加算要件②の提出書類と併用可）

事業区分	補助対象者	対象物件	補助対象経費	補助要件	補助率	限度額	申請期限	実績期限
(1) 家財処分	自己の所有する空き家を、由布市空き家バンクへ登録した(又は登録する)所有者	令和4年4月1日以降に由布市空き家バンクへ登録した(又は登録する)物件	空き家及びその敷地内に散在する家財等の撤去及び処分費用に要する経費(解体、除却等に伴って排出された資材、廃棄物等は除く。)	<p>① 成約後の利用目的が、事業用(事務所、社宅等)ではない、住宅であること。併用住宅の場合は、住宅部分のみ補助の対象とする。</p> <p>② 空き家の居住部分に係る家財処分に要する費用で廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている法人又は個人事業主が実施するものであること。</p> <p>③ 由布市空き家バンクに登録していない物件の場合は、家財処分後速やかに登録手続きを行うこと。</p> <p>④ 申請日から3年間は、登録抹消を行わないこと(契約が成立した場合、天災等やむを得ない事情による場合は除く)。</p> <p>⑤ 3親等以内の者との売買契約、贈与契約又は賃貸借契約を前提とした物件に係る家財処分は、補助を受けることができない。</p> <p>⑥ 家財処分補助金の交付申請は、空き家バンク登録前から、物件の成約後までの間で行うことができる。</p> <p>⑦ 家財処分は、補助金交付申請後の市の事前確認及び交付決定通知が行われる前に行ってはならない(事前着工の禁止)。行った場合は補助を受けられないものとする。</p>	補助対象経費の10/10に相当する額 ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	10万円/物件	<p>家物空 財件き 処の家 分のバ を約ン 実後ク 施ま登 すの録 日の前 間のか ら、 1 週 間 前 ま で</p>	<p>※ 県当完事 費外該了前 でか完し家 あら了た財 るのし日処 場移たか分 合住日ら完 は、の起了後 の属算、 当補すし業 該助るた業 年金年1者 度で度5へ の財の日 3源末以支 月が日内払 頭まかい でつを で</p>
(2) (基本型) 改修補助	由布市空き家バンクに利用登録をしている者又は物件登録をした所有者で、過去にこの制度による助成を受けたことのない者	由布市空き家バンクを介して、契約成立した物件	利用者等又は所有者等に対して、空き家に居住するための必要最低限度な改修に要する経費及び、 (1) 家財処分事業を行っていない物件に係る家財処分に要する経費	<p>① 空き家の利用目的が、事業用(事務所、社宅等)ではない、住宅であること。併用住宅の場合は、住宅部分のみ補助の対象とする(屋根や壁等併用部分との区分が困難な場合は、併用部分の床面積で経費等を按分して補助対象経費を算出すること)。</p> <p>② 市内施工業者の請負により施工すること。 ただし、工事内容については以下の場合を対象としない。 ア 申請者が直接行う工事 イ 空き家に付属する別棟の車庫や物置等の工事 ウ 併用住宅の居住以外の部分のリフォーム工事 エ 冷暖房器具及び家電製品等の取付け工事 オ カーテン、家具、調度品等の設置工事 カ 電話、インターネット、CATV等の配線工事 キ 外構工事 ク 空き家のリフォームを伴わない解体又は除却工事 ケ その他市長が不適当と認めた工事</p> <p>③ 所有者等が自己の物件を3親等以内の利用者等へ売買、贈与又は賃貸借する場合は、所有者等及び利用者等は補助を受けることができない。</p> <p>④ 補助金交付申請後の市の事前確認及び交付決定通知が行われる前に、改修を行ってはならない(事前着工の禁止)。行った場合は補助を受けられないものとする。</p>	補助対象経費の50%に相当する額 ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	<p>(1) 売買・贈与契約の成立した物件 100万円</p> <p>(2) 賃貸借契約の成立した物件 50万円</p>	<p>(売買、贈与又は賃貸借) 補助金交付申請書の提出時、売買契約書、賃貸借契約書の写しを添付する必要がある。</p>	<p>※当支リ 当県該払フ 該外完いオ 年か了をー 度らし完ム ののた了等 3移日し完 月住のた了 頭へ属日後、 まのすから市 で補るら市 助年起の検 金額算査 でのし 財末てを 源日1受 がま5け、 日、県で日業 費であるかへ 場合、つ は、</p>
(2) (地域加算型) 改修補助	上記(2)-1 改修補助(基本型)の補助対象者であって、前年度所得が1,000万円以下のもの	上記(2)-1 改修補助(基本型)の対象物件のうち、市内の過疎地域又は辺地地域に存する物件	利用者等又は所有者等に対して、空き家に居住するための必要最低限度な改修に要する経費及び、 (1) 家財処分事業を行っていない物件に係る家財処分に要する経費	<p>③ 所有者等が自己の物件を3親等以内の利用者等へ売買、贈与又は賃貸借する場合は、所有者等及び利用者等は補助を受けることができない。</p> <p>④ 補助金交付申請後の市の事前確認及び交付決定通知が行われる前に、改修を行ってはならない(事前着工の禁止)。行った場合は補助を受けられないものとする。</p>	補助対象経費の25%に相当する額を(2)-1 改修補助(基本型)による補助金額に加算。 ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	<p>(1) 売買・贈与契約の成立した物件 50万円</p> <p>(2) 賃貸借契約の成立した物件 25万円</p>	<p>上記(2)-1 改修補助(基本型)の補助対象者であって、前年度所得が1,000万円以下のもの</p>	<p>上記(2)-1 改修補助(基本型)の対象物件のうち、市内の過疎地域又は辺地地域に存する物件</p>
(2) (子育て加算型) 改修補助	上記(2)-1 改修補助(基本型)かつ(2)-2 改修補助(地域加算型)の補助対象者であって、申請日時時点で世帯内に15歳未満の児童がいるもの	上記(2)-1 改修補助(基本型)の対象物件のうち、市内の過疎地域又は辺地地域に存する物件	利用者等又は所有者等に対して、空き家に居住するための必要最低限度な改修に要する経費及び、 (1) 家財処分事業を行っていない物件に係る家財処分に要する経費	<p>③ 所有者等が自己の物件を3親等以内の利用者等へ売買、贈与又は賃貸借する場合は、所有者等及び利用者等は補助を受けることができない。</p> <p>④ 補助金交付申請後の市の事前確認及び交付決定通知が行われる前に、改修を行ってはならない(事前着工の禁止)。行った場合は補助を受けられないものとする。</p>	補助対象経費の15%に相当する額を(2)-1 改修補助(基本型)及び(2)-2 改修補助(地域加算型)による補助金額に加算。 ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	<p>(1) 売買・贈与契約の成立した物件 30万円</p> <p>(2) 賃貸借契約の成立した物件 15万円</p>	<p>上記(2)-1 改修補助(基本型)かつ(2)-2 改修補助(地域加算型)の補助対象者であって、申請日時時点で世帯内に15歳未満の児童がいるもの</p>	<p>上記(2)-1 改修補助(基本型)の対象物件のうち、市内の過疎地域又は辺地地域に存する物件</p>